

特別警報又は気象警報の発令及び交通機関運休の場合の授業等の取扱いについて

平成26年4月1日

学長決裁

(趣旨)

第1 この取扱は特別警報又は気象警報の発令及び交通機関が運休となる場合の授業(定期試験を含む。以下同じ。)の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2 この取扱いにおける次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 特別警報 気象庁が定める鳥取県の二次細分区域のうち、鳥取市北部、岩美町又は八頭町に発令される特別警報のことをいう。
- (2) 気象警報 気象庁が定める鳥取県の二次細分区域のうち、鳥取市北部、岩美町又は八頭町に発令される暴風警報又は暴風雪警報のことをいう。
- (3) 交通機関 西日本旅客鉄道株式会社が運行する列車のうち、鳥取駅発着の列車及び日本交通株式会社の運行する路線バスのうち、若桜線及び若葉台線を運行する路線バスのことをいう。

(特別警報又は気象警報が発令された場合の授業の取扱)

第3 特別警報又は気象警報が発令された場合の授業の取扱は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 特別警報が、午前7時から午前9時までに発令されている場合は、当日の全ての授業を休講とする。なお、午前9時までに解除された場合でも当日の全ての授業を休講とする。
- (2) 気象警報が、午前7時から午前11時までに発令されており、かつ交通機関が運休されている場合、1時限目及び2時限目の授業を休講とする。なお、午前11時までに気象警報が解除され、かつ交通機関が運行される場合は、3時限目より授業を行う。
- (3) 気象警報が、午前7時から午前11時を過ぎても発令されており、かつ交通機関が運休されている場合は、当日の全ての授業を休講とする。
- (4) 特別警報又は気象警報が、授業開始後に発令された場合の授業の取扱は、学長の判断によるものとする。

(交通機関が運休となる場合の授業の取扱について)

第4 交通機関が運休となる場合の授業の取扱は、学長の判断によるものとする。

(集中講義日及び補講日の授業の取扱について)

第5 集中講義日又は補講日に、特別警報又は気象警報が発令された場合の授業の取扱は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 特別警報が発令された場合は、第3第1号に定める取扱とする。
- (2) 気象警報が発令された場合及び交通機関が運休となる場合の授業の取扱は、学長の判断によるものとする。

(休講となる授業の取扱について)

第6 第3から第5に定める取扱により授業が休講となる場合は、補講を行うものとする。

(休講措置等の周知方法について)

第7 第3から第5に定める取扱により授業が休講となる場合は、学内の掲示板及び学内外ホームページで周知するものとする。

附 則

この取扱は、平成26年4月1日から施行する。